

阿武町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 4年度の人件費率
5年度	人 2,998	千円 3,218,992	千円 837,691	千円 574,787	% 17.9	% 17.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
5年度	人 50	千円 178,016	千円 21,947	千円 69,347	千円 269,310

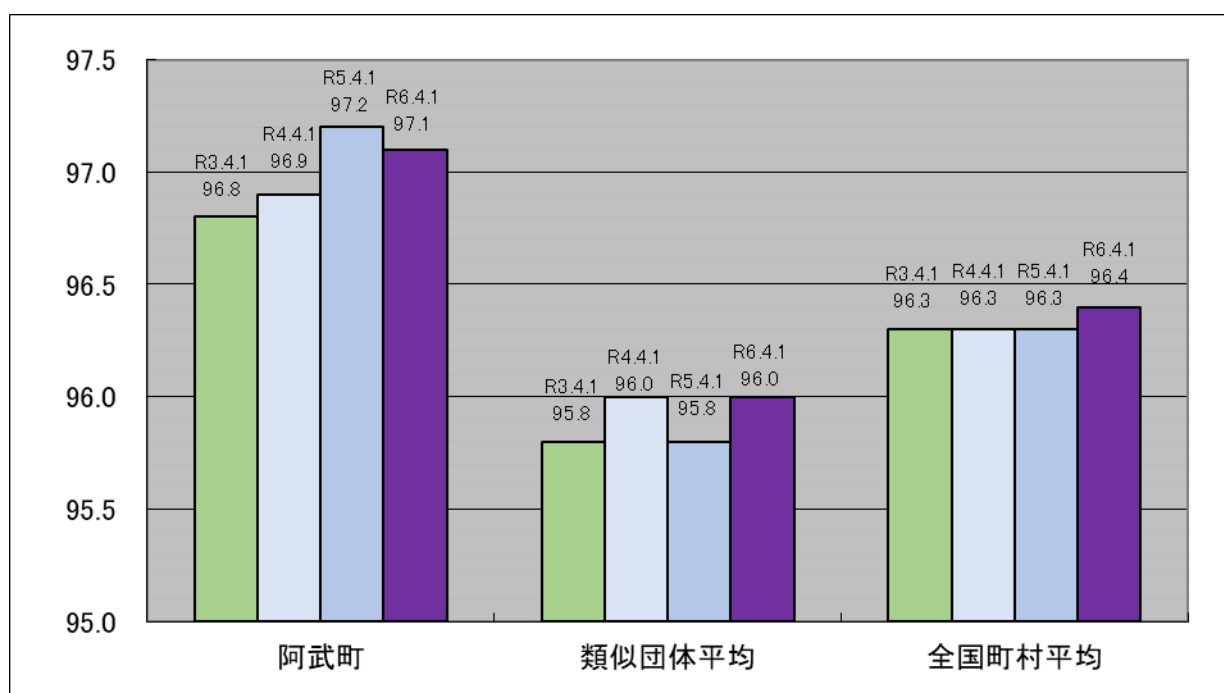
(参考)一人当た り給与費 B / A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
千円 5,386	千円 5,514

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 ラスパイレス指数の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
4年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
4年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表の見直し

〔 実施 未実施 〕

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日

(内容)一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.2%引下げ。

若年層については、引き下げなし。高齢層については、最大で4%引き下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

該当なし

③その他の見直し内容

該当なし

(6)特記事項

該当なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（6年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
阿武町	42.7 歳	294,300 円	325,284 円	317,250 円
山口県	43.2 歳	325,724 円	396,392 円	351,503 円
国	42.1 歳	323,823 円	405,378 円	— 円
類似団体	41.0 歳	299,781 円	343,406 円	328,800 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C / D

※民間データは、賃金構造統計調査において公表されているデータを使用している（平成27年～29年の3年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較のあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた額である。

(2) 職員の初任給の状況（6年4月1日現在）

区 分		阿 武 町	山 口 県	国
一般行政職	大 学 卒	196,200 円	204,300 円	196,200 円
	高 校 卒	166,600 円	172,200 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒			
	中 学 卒			

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（6年4月1日現在）

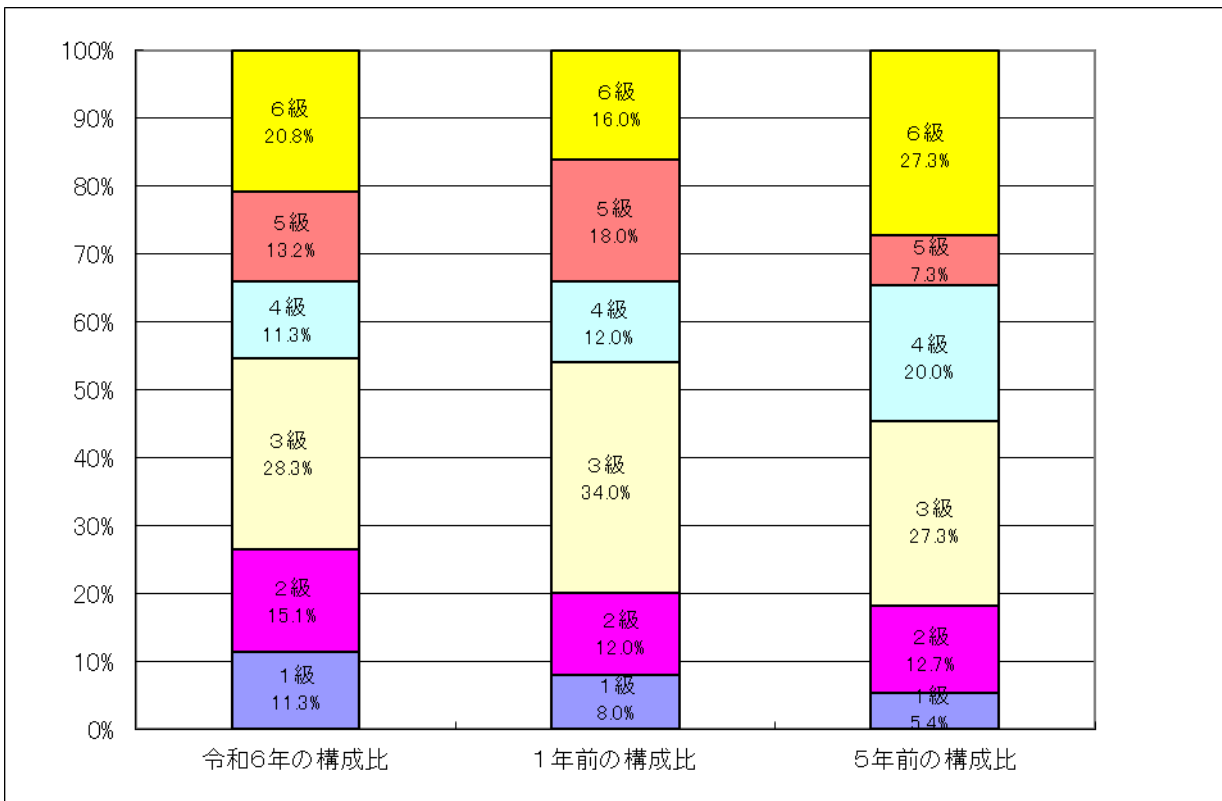
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	260,500 円	－ 円	380,400 円	391,000 円
	高 校 卒	225,600 円	290,500 円	－ 円	－ 円
技能労務職	高 校 卒				
	中 学 卒				

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（6年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
6級	課長の職務又はこれに相当する職務	11人	20.8%	323,100円	411,300円
5級	課長補佐の職務又はこれに相当する職務	7人	13.2%	295,400円	394,000円
4級	1 係長の職務又はこれに相当する職務 2 主査の職務又はこれに相当する職務	6人	11.3%	271,600円	382,000円
3級	主任の職務又はこれに相当する職務	15人	28.3%	240,900円	351,000円
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	8人	15.1%	208,000円	305,200円
1級	定型的な業務を行う職務	6人	11.3%	162,100円	249,400円

- (注) 1 阿武町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（6年4月1日現在）

国 準 拠

(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分				
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

阿 武 町	山 口 県	国
1人当たり平均支給額（5年度） 1,387千円	1人当たり平均支給額（5年度） 1,726千円	—
（5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	（5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	（5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 15%～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ．人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）		○		○
ロ．人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（6年4月1日現在）

阿 武 町	国
（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （割増率2～45%） 1人当たり平均支給額 17,399千円	（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （割増率2～45%）

（注）

- 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した職員に支給された平均額である。

- 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（6年4月1日現在）

該当なし

(4) 特殊勤務手当（6年4月1日現在）

支給実績（５年度決算）			8千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（５年度決算）			2,600円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（５年度）			6.0％	
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (5年度決算)	左記職員に対する支給 単価
勤務手当	一般行政職	外勤して徴税事務に従事した者	千円 8	日額500円
		死体の収容、処理に従事する者	千円 －	1件当たり3,000円
		特殊自動車（除雪、塵芥処理等）に従事した者	千円 －	日額2,000円 半日1,000円
危険手当		感染予防救治のため患家に立ち入り職務に従事した者	千円 －	1件当たり1,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（5年度決算）	5,036 千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	144 千円
支給実績（4年度決算）	4,328 千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	117 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)
扶 養 手 当	扶養親族のある職員に対して支給 ・配偶者6,500円 ・扶養親族 ・満16歳～22歳になる年度の子	同		5,074 千円	230,636 円
住 居 手 当	・家賃27,000円以下 家賃額－16,000円 ・家賃27,000～55,000円 (家賃額－27,000円) ×1/2+11,000円	同		2,888 千円	152,000 円
通 勤 手 当	通勤距離が2km以上の職員に対し、 次の区分に応じて支給 【交通機関利用】 運賃相当額（55,000円以下） 【自動車等】（片道） ・2～5km 2,000円 ・5～10km 4,200円 ・10～15km 7,100円 ・15～20km 10,000円 ・20～25km 12,900円 ・25～30km 15,800円 ・30～35km 18,700円 ・35～40km 21,600円 ・40～45km 24,400円 ・45～50km 26,200円 ・50～55km 28,000円 ・55～60km 29,800円 ・60km以上 31,600円	同		2,188 千円	115,158 円
管理職手当	管理、又は監督の地位にある職員のうち、その職務の特殊性に基づき町長の指定する職にある者に対して支給する。手当の月額、給料月額 の100分の10を超えない範囲内において町長の定める額とする。	異	定 額	6,600 千円	366,667 円
休日勤務手当	1時間当たりの単価×135/100	同		－ 千円	－ 円
夜勤手当	正規の勤務として午後10時から翌日の午前5時まで勤務した職員に時間単価の25%を支給	同		－ 千円	－ 円
宿日直手当	・宿直1回につき4,400円 ・日直1回につき4,400円 ・半日直手当1回2,200円	異	4,400円	7 千円	2,333 円
管理職員特別勤務手当	6時間を超える勤務1回につき4,400円	異	4,400円	147 千円	4,594 円

5 特別職の報酬等の状況（6年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額 等
給 料	市 区 町 村 長	703,000 円 (— 円)	(参考) 類似団体における最高／最低額 846,800 円／ 528,000 円
	副 市 町 村 長	568,000 円 (— 円)	677,700 円／ 481,000 円
報 酬	議 長	258,000 円 (— 円)	400,000 円／ 203,000 円
	副 議 長	210,000 円 (— 円)	314,000 円／ 130,000 円
	議 員	190,000 円 (— 円)	290,000 円／ 109,000 円
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(5年度支給割合) 3.40 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(5年度支給割合) 3.40 月分	
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 給料額×在職年数×5.0 14,060千円 任期毎 給料額×在職年数×3.0 6,816千円 任期毎	
	備 考		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

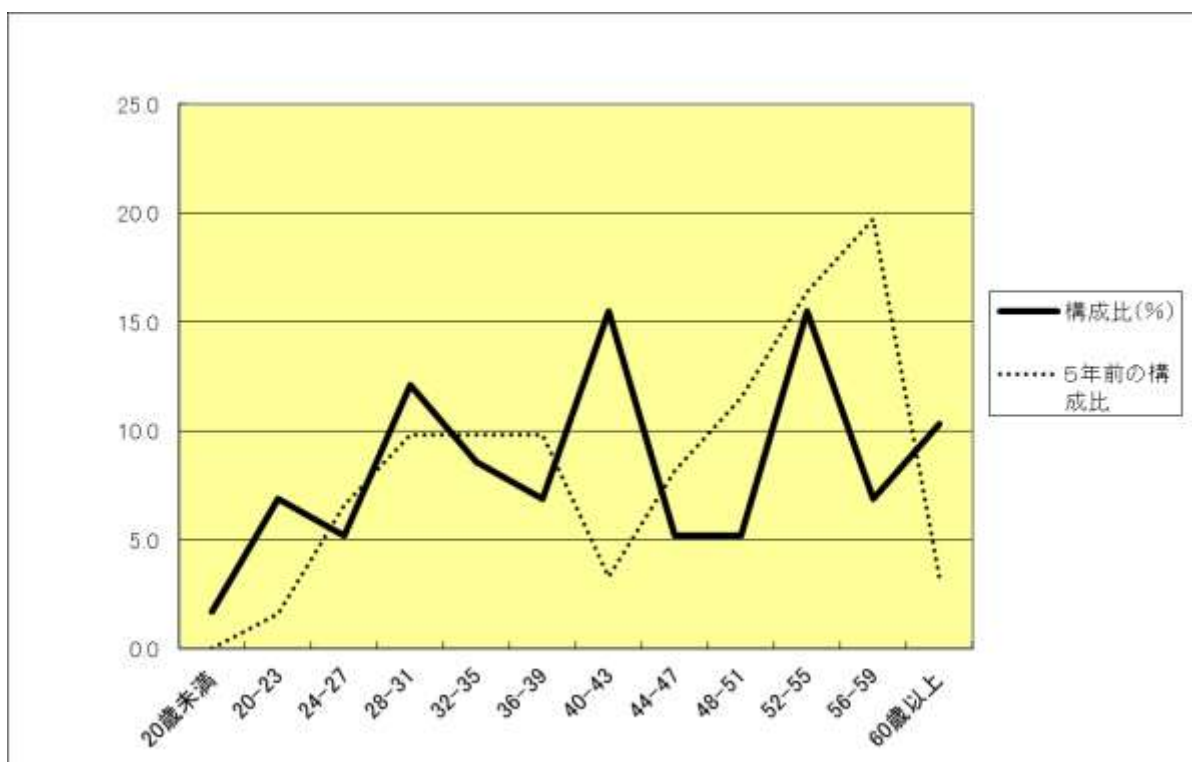
（令和５年度）

区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和 6 年	令和 5 年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	1	1	0	採用による増 採用による増
		総 務	16	16	0	
		税 務	3	3	0	
		民 生	10	9	1	
		衛 生	6	6	0	
		経 済	6	5	1	
		商 工 土 木	2	2	0	
	計	5	5	0		
	教 育 部 門	4	3	1	< 参 考 > 人口 1 万人当たり職員数 163.44 人 (類似団体の人口 1 万人当たりの職員数 204.97 人)	
	消 防 部 門	—	—	—		
	小 計	53	50	3	< 参 考 > 人口 1 万人当たり職員数 176.78 人 (類似団体の人口 1 万人当たりの職員数 241.46 人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院 そ の 他	2 3	3 3	▲ 1 0	退 職 に よ る 減	
	小 計	5	6	▲ 1		
合 計			58 [65]	56 [65]	2 [0]	< 参 考 > 人口 1 万人当たり職員数 193.46 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (6年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	1人	4人	3人	7人	5人	4人	9人	3人	3人	9人	4人	6人	58人

(3) 職員数の推移

(単位：人・％)

部門別 \ 年 度	31 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	過去 5 年間 の増減数 (率)
一般行政	50	50	49	49	47	49	▲0.2 (▲0.4%)
教育	5	4	4	4	3	4	▲0.2 (▲5.0%)
防							(%)
普通会計計	55	54	53	53	50	53	▲0.3 (▲0.6%)
公営企業等会計計	6	6	6	6	6	5	▲0.2 (▲4.0%)
総 合 計	61	60	59	59	56	58	▲0.5 (▲0.9%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

該当なし